

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人ユーカリ優都会
介護付有料老人ホーム ミライアコート宮の杜

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

介護付有料老人ホーム ミライアコート宮の杜では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持、人権の尊重、権利利益の養護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

2. 虐待防止の定義

高齢者虐待防止法にて以下のように整理されている。

- (1)身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる暴行を加えること。
- (2)ネグレクト：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、擁護者以外の虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- (3)心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4)性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5)経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止の方針

高齢者虐待防止法の及びその定義に基づき施設においては以下の行為を禁止する。

- (1)緊急を要する場合及び高齢者を守る為の同意を得た一時的な拘束以外の身体拘束及びその他行動制限を禁止する。
- (2)緊急時以外の暗証番号によるエレベーターの使用制限の禁止
- (3)緊急時・感染対応以外での居室内フロア等の開錠制限の禁止
※緊急時：生命の危険がある場合

4. 虐待防止への体制と取り組み

(1)虐待防止の体勢

- ①虐待防止委員会（運営基準省令第192条で準用する第37条の規定に基づく虐待防止のための対策を検討する委員会）を設置し、3～6ヶ月に1回以上開催します。
- ②虐待防止委員会は、相談員、看護職員、介護職員等で構成します。

(2)虐待への体制と取り組み

- ①虐待防止に関する取り組みは、虐待防止委員会を中心として、全職員・多職種連携で取り組む。ケアの悩みがあれば、一人で抱え込まず、他の職員、介護リーダー、他の職種、管理者、必要に応じて法人等に相談する。
- ②虐待の芽を摘むため多職種の視点から入居者のアセスメントに取り組み入居者自身の言動の背景を理解して、その人らしい暮らしを支援するケアプランを策定・実行する。
- ③入居者や家族、職員が1人でも、「入居者の尊厳を損ねている」と感じられるサービスは、発見者が管理者に虐待（疑い）として即時報告する。
- ④管理者に直接的に本人が伝えたくないケースを想定し、内部通報の連絡先（管理者と同格以上の者）を用意する。

5.虐待防止委員会

(1)虐待防止委員会では、以下の項目について検討・決定する。

- ①虐待防止検討委員会その他ミライアコート宮の杜内の組織に関すること
 - ②虐待の防止のための指針の整備・見直しに関すること
 - ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④虐待等が発生した場合に従業者が相談・報告できる体制の整備に関すること
 - ⑤従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法その他のミライアコート宮の杜においてとるべき対応方法に関すること
 - ⑥虐待防止対応策の担当者からの報告（前回委員会の議事録及び虐待（疑い）再発防止に向けての経過観察記録）に関すること
 - ⑦報告された事例について、虐待（疑い）の発生原因、結果等を分析し、そこから得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑧再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること。
- (2)虐待防止委員会の結果は、全職員に議事録を交付または回覧するなどして周知徹底する。

6.虐待防止のための研修

- (1)虐待防止のため、介護職員その他の従業者に対する職員研修を、年2回行う。
- (2)新規採用時（派遣社員等の入職時を含む。）に、必ず虐待防止のための研修を実施する。
- (3)研修の内容は、以下の内容とする。
 - ①虐待防止に関する基礎的内容の適切な知識の普及・啓発
 - ②入居者の抱えている困りごとに寄り添い解消のサポートができる専門性
 - ③入居者をケアする職員自身の心身のケア
- (4)研修の実施内容、実施日時、受講者等については、記録を残す。

7. 虐待(疑いを含む)発生時の対応

(1)虐待(疑い)を見聞きした時の通報義務

虐待と思われる行為や不適切なケアを受けている入居者を発見した時は、一人だけで悩んだり、見て見ぬふりをせず、管理者に報告する。

※高齢者虐待の通報は、高齢者虐待防止法にて全国民に義務付けられている。

介護従事者にとどまらず、家族が虐待(疑い)を行っている場合も同様である。

(2)対応の流れ

- ①管理者は、まず入居者の身体・精神状況を確認し、安全を確保する。
- ②管理者は、速やかに会社や上長、保証人、行政にも第1報を報告する。
- ③管理者は、虐待が疑われる職員やそれ以外の職員へ事実の確認をする。臨時で虐待防止委員会を開催し、原因分析・対応方針を決定する。
- ④関係者へ最終的な報告をする。

8.虐待(疑いを含む)に関する相談・報告

(1)虐待等が発生した場合の相談体制は、本指針4.(2)に準ずる。

(2)虐待等が発生した場合の報告体制は、本指針7.(2)に準ずる。

9.成年後見制度の支援に関する事項

(1)入居者の判断能力が十分でなく、親族その他から虐待を受けていると推察された場合、担当区市町村とも連携のうえ、入居者の権利擁護に努める。

(2)必要に応じて、家庭裁判所が、申立てに基づき本人の後見人等を選ぶことで、本人を法的に保護し、支援する。後見人等は、本人に代わり財産管理や身上監護を行う。

10.虐待等に関わる苦情解決法

(1)重要事項説明書に記載された苦情受付窓口・対応方法に準じる。

(2)特に虐待に関する内容が報告された場合、虐待防止委員会の議題とする。

11.入居者等による本指針の閲覧

本指針は、入居者及び保証人が閲覧できるようにする。

1 2. 附則

この指針は 2024 年 1 月 1 日から施行する